

京都市告示第126号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成23年5月18日

京都市長 門川大作

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	川島水0086号	西京区川島栗田町13番地の5地先 同上	
2	松室水0054号	西京区松室地家町4番地の7地先 同町2番地の2地先	
3	住吉水0074号	伏見区景勝町18番地の3地先 同町17番地の7地先	
4	桃山町水0032号	伏見区桃山町中島町9番地地先 同区桃山町因幡10番地の12地先	
5	醍醐水0118号	伏見区醍醐東合場町14番地の5地先 同町33番地の1地先	

(建設局土木管理部道路明示課)